

東京都の認証保育所制度について

(第14回少子化対策特別部会 東京都提出資料)

- 1 東京都における保育の状況
- 2 認証保育所制度の創設
- 3 認証保育所の従事者
- 4 認証保育所の利用者
- 5 運営費・施設整備費補助制度
- 6 保育所制度に関する東京都の提案

- 参考・就学前の子どもがいる世帯に関する調査データ
- ・認証保育所モデル契約書

1 東京都における保育の状況

1 保育所設置状況及び待機児童数

○ 保育サービス定員は着実に増加 3,652人増加 平成20年4月の保育サービス定員は、認可保育所・認証保育所・認定こども園・保育室・家庭福祉員の合計で、183,582人となり、昨年より3,652人増加した。
○ 認可保育所入所申込者数が増加 3,527人増加 就学前児童人口や入所申込率が増加している。この結果、平成20年4月の認可保育所入所申込者数が、昨年と比べ3,527人増加した。
○ 保育所入所待機児童数 5,479人(878人増加) 平成20年4月の待機児童数は、昨年と比べ878人増加し、都全体で5,479人となり、現在の定義となった平成14年以降最大となった。 また、年齢別の状況は、0歳児と1歳児の待機児童数が増加した。

(1) 保育所等の設置状況

区分	認可保育所		認証保育所	
	施設数(所)	定員(人)	施設数(所)	定員(人)
平成15年	1,619	158,106	151	4,302
平成16年	1,629	159,715	212	6,173
平成17年	1,635	160,616	271	8,045
平成18年	1,648	162,357	323	9,681
平成19年	1,673	164,807	367	11,130
平成20年	1,689	166,552	410	12,723
(対前年)	+16	+1,745	+43	+1,593
(対平成15年)	+70	+8,446	+259	+8,421

(注) 各年4月現在

(2) 保育所待機児童数の推移

区分	待機児童数(人)						対前年増減
	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上	
平成15年	5,208	637	1,780	1,544	906	341	+152
平成16年	5,223	475	1,841	1,501	1,068	338	+15
平成17年	5,221	546	1,855	1,583	881	356	△2
平成18年	4,908	477	2,020	1,362	789	260	△313
平成19年	4,601	516	1,900	1,397	613	175	△307
平成20年	5,479	848	2,678	1,268	512	173	+878
(構成比%)		(15.5)	(48.9)	(23.1)	(9.3)	(3.2)	

(注) 各年4月現在

(3) 保育所入所申込率の推移

区分	就学前児童人口(人)	保育所入所申込者数(人)	保育所入所申込率(%)	対前年増減
平成15年	586,122	162,660	27.8	+0.5
平成16年	587,675	165,794	28.2	+0.5
平成17年	590,059	168,358	28.5	+0.3
平成18年	588,545	169,534	28.8	+0.3
平成19年	588,773	172,000	29.2	+0.4
平成20年	591,604	175,527	29.7	+0.5

(注1) 就学前児童人口は、各年1月現在

(注2) 保育所入所申込者数は、認可保育所入所者と待機児童(旧定義)の合計数

(注3) 保育所入所申込率は、就学前児童人口に占める保育所入所申込者数の割合

(4) 待機児童の保護者の状況

主に保育にあたる者の状況	待機児童数(人)	構成比(%)
就労中(常勤)	1,702	31.1
就労中(非常勤)	1,136	20.7
求職中	2,112	38.5
その他(出産・看護等)	529	9.7
計	5,479	100.0

2 待機児童解消のための取組

【保育サービス拡充緊急3か年事業】

- ・認可保育所、認証保育所、認定こども園など多様な保育サービスを組合せ、今後3年間で、定員1万5千人分の整備を行う

	20年度	21年度	22年度	3か年計
認可保育所	1,700人増	2,200人増	2,600人増	6,500人増
認証保育所	2,130人増	2,490人増	1,880人増	6,500人増
認定こども園	480人増	480人増	540人増	1,500人増
家庭福祉員	152人増	165人増	183人増	500人増
合計	4,462人増	5,335人増	5,203人増	15,000人増

2 認証保育所制度の創設

認証保育所の創設（平成13年度）

- 設置根拠（東京都認証保育所事業実施要綱）
零歳児保育、延長保育など大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設
 - 設置状況（平成20年4月1日現在）
410所 A型（駅前設置型） 321所（10,910人）
(12,723人) B型（保育室からの移行など小規模型） 89所（1,813人）
 - 【設置主体別内訳】
A型 株式会社 225所（70.1%） 有限会社 38所（11.8%） 個人 25所（7.8%） NPO法人 14所（4.4%） 学校法人 6所（1.9%） 社会福祉法人 5所（1.6%） その他 8所（2.5%）
B型 個人 70所（78.7%） NPO法人 14所（15.7%） 任意団体 5所（5.6%）
 - 制度の目的、特徴
- | | |
|----|--|
| 目的 | 1 都市型保育ニーズへの対応 → 認可保育所が対応していないニーズに対応 |
| | 2 認可保育所の改革 → 認可保育所の経営効率化を促すもの |
| | 3 サービスの質の向上 → 保育室からの移行を促し、保育水準を向上 |
| 特徴 | <input type="checkbox"/> 保育を必要とする全ての人を対象 |
| | <input type="checkbox"/> 利用料は上限の範囲内で施設が決定し、利用者は施設と直接契約 |
| | <input type="checkbox"/> 13時間以上開所、ゼロ歳児保育の実施を義務付け |
- 都市型保育ニーズへの対応
・ 13時間以上開所 100% ・ ゼロ歳児保育 100%

認可保育所の状況

- 設置状況（平成20年4月1日現在）
1,689所（公立 995所 私立 694所）
- 都市型保育ニーズへの対応（平成19年度実績）
・ 13時間以上開所 13%（公立 8% 私立 19%）
・ ゼロ歳児保育 76%（公立 68% 私立 88%）

認証保育所のメリット

【利用者の立場から】

- ① 保育を必要とする人が誰でも利用可能
- ② 住所地に関係なく、希望する施設に直接申し込み可能
(利用の可否がすぐに分かる)
- ③ 13時間開所が基本
- ④ ゼロ歳児保育の実施
- ⑤ 駅前型で利便性が高い（A型）

【事業者の立場から】

- ① 一定の基準のもとに保育料を自由に設定可能
- ② 創意工夫によるサービス充実で利用者確保
- ③ 賃借物件の改修により、比較的短期間で設置可能

【区市町村の立場から】

- ① 多様化する保育ニーズに対応
- ② 待機児童解消に効果的
- ③ 施設整備費の負担が少ない

認証保育所設置数の推移

（単位：か所、人）

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
施設数	A型	89	140	197	245	276	321
	B型	62	72	74	78	91	89
	計	151	212	271	323	367	410
定員	A型	3,023	4,691	6,513	8,072	9,268	10,910
	B型	1,279	1,482	1,532	1,609	1,862	1,813
	計	4,302	6,173	8,045	9,681	11,130	12,723

3 認証保育所の従事者

○保育従事者の有資格割合、平均年齢、経験年数

	従事者数	保育士等資格保有状況		平均年齢	経験年数
正規職員	646人 (86%)	保育士等	582人 (90%)	30.4歳	3.4年
		資格なし	64人 (10%)	33.2歳	—
その他職員	105人 (14%)	保育士等	58人 (55%)	39.0歳	3.7年
		資格なし	47人 (45%)	35.7歳	—
合計	751人 (100%)	保育士等	640人 (85%)	31.2歳	3.4年
		資格なし	111人 (15%)	34.3歳	—

(注1) 平成18年度以降に開設したA型施設(101か所)の開設時の状況(基準職員)

(注2) 正規職員とは、事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者で、1日の勤務時間が6時間以上かつ1週間の勤務日数が5日以上、常態的に継続勤務する者。

(注3) 経験年数は、保育士等の資格取得後に、児童福祉施設、認証保育所又は区市町村が認定している保育室で、1日の勤務時間が6時間以上かつ1週間の勤務日数が5日以上勤務した経験年数

(注4) 保育士等資格保有者には、看護師・保健師・助産師を含む。

○従事者が有している資格等

保育士	幼稚園教諭	看護師 保健師 助産師	調理師	管理栄養士 栄養士	その他	資格なし 不明
69.4%	47.3%	1.8%	5.6%	5.0%	5.6%	16.0%

(出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)

(注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

○勤務経験

	認可保育所 (常勤)	認可保育所 (非常勤)	認可外 保育施設	幼稚園	その他児童 福祉施設	経験なし 不明
施設長	69.7%	22.5%	61.8%	28.1%	16.9%	1.1%
保育従事職員	43.8%	28.3%	45.8%	19.4%	8.9%	10.8%

(出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)

(注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

○雇用形態

	正規職員 (フルタイム)	常勤の 契約職員	非常勤職員	不明
施設長	87.6%	7.9%	0.0%	4.5%
保育従事職員	47.6%	17.9%	34.0%	0.5%

(出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)

(注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

○月収

	~10万円	10万円 ~15万円	15万円 ~20万円	20万円 ~25万円	25万円 ~30万円	30万円~
施設長	1.1%	3.4%	40.4%	24.7%	19.1%	7.9%
保育従事職員	22.3%	34.9%	36.1%	4.7%	0.6%	0.3%

(出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)

(注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

○一週間の平均労働時間

10時間 未済	10~15 時間	15~20 時間	20~30 時間	30~40 時間	40~45 時間	45~50 時間
10.2%	7.5%	4.6%	9.3%	12.7%	34.2%	20.8%

(出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)

(注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

4 認証保育所の利用者

○認証保育所入所状況（平成20年4月現在）

	総数	年齢別内訳				
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上
定員	12,723	3,114	3,701	3,409	1,372	1,127
入所数	11,356	1,762	3,771	3,182	1,362	1,279
うち 認可待機	2,273 20.0%	448 25.4%	1,123 29.8%	439 13.8%	198 14.5%	65 5.1%

（注）認可待機は、認証保育所入所児童のうち、認可保育所待機中のもの

○認証保育所に子どもを預けている時間

4時間未満	4～8時間	8～10時間	10～11時間	11～12時間	12～13時間	13～15時間
0.1%	25.0%	41.5%	13.9%	9.8%	4.5%	1.5%

（出典）東京都認証保育所実態調査結果報告書（平成16年7月）

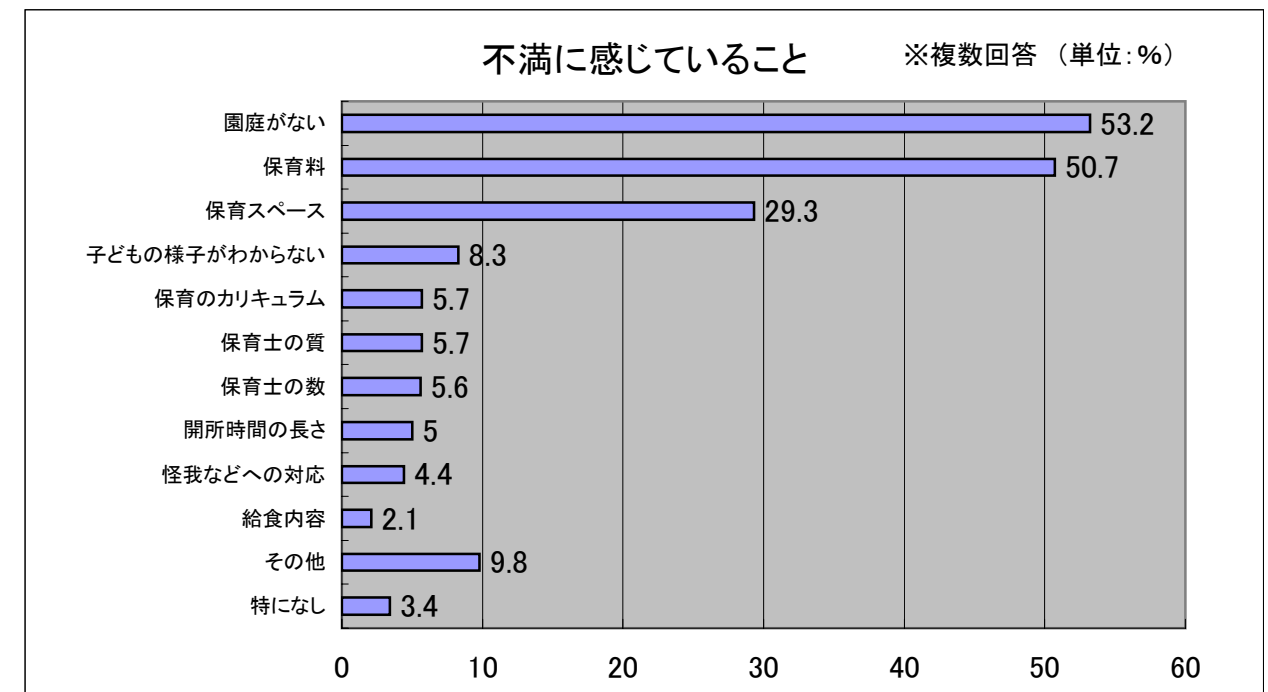
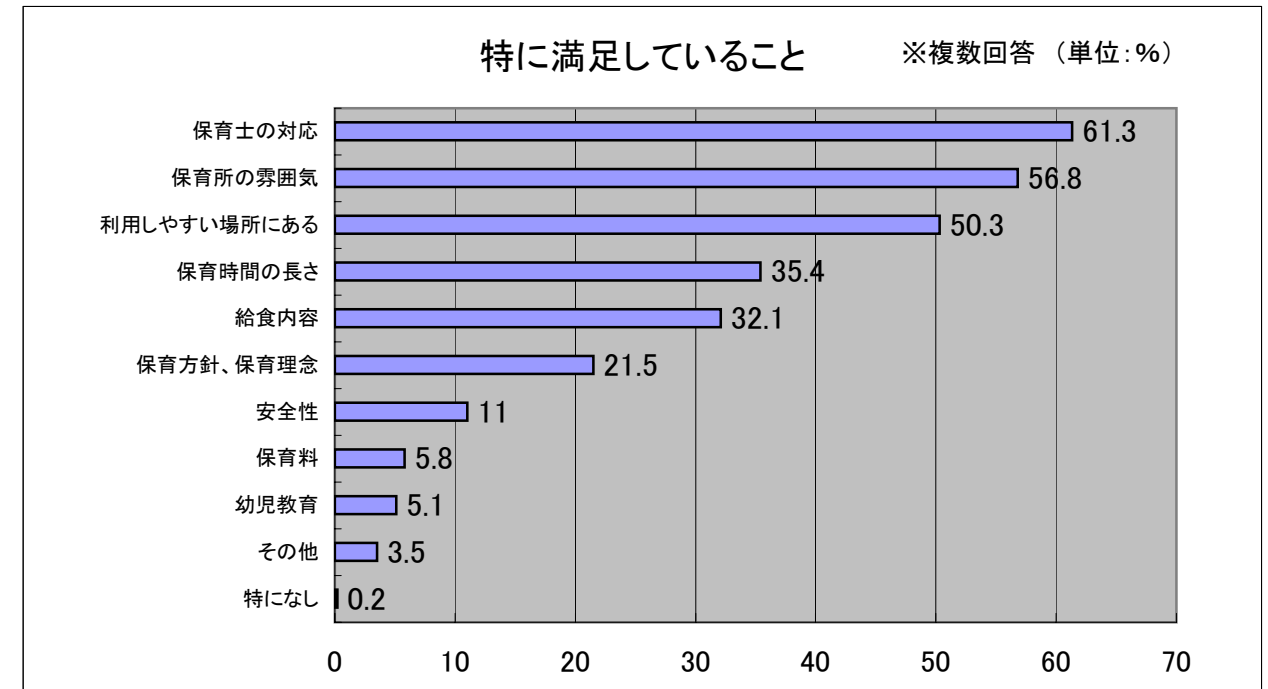
【参考】待機児童数の推移

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
東京都	新定義	5,208	5,223	5,221	4,908	4,601	5,479
	旧定義	8,396	8,631	9,518	9,211	9,328	10,863
	差	3,188	3,408	4,297	4,303	4,727	5,384
全国		26,383	24,245	23,338	19,794	17,926	19,550
都/全国		19.7%	21.5%	22.4%	24.8%	25.7%	28.0%

（注）各年4月現在

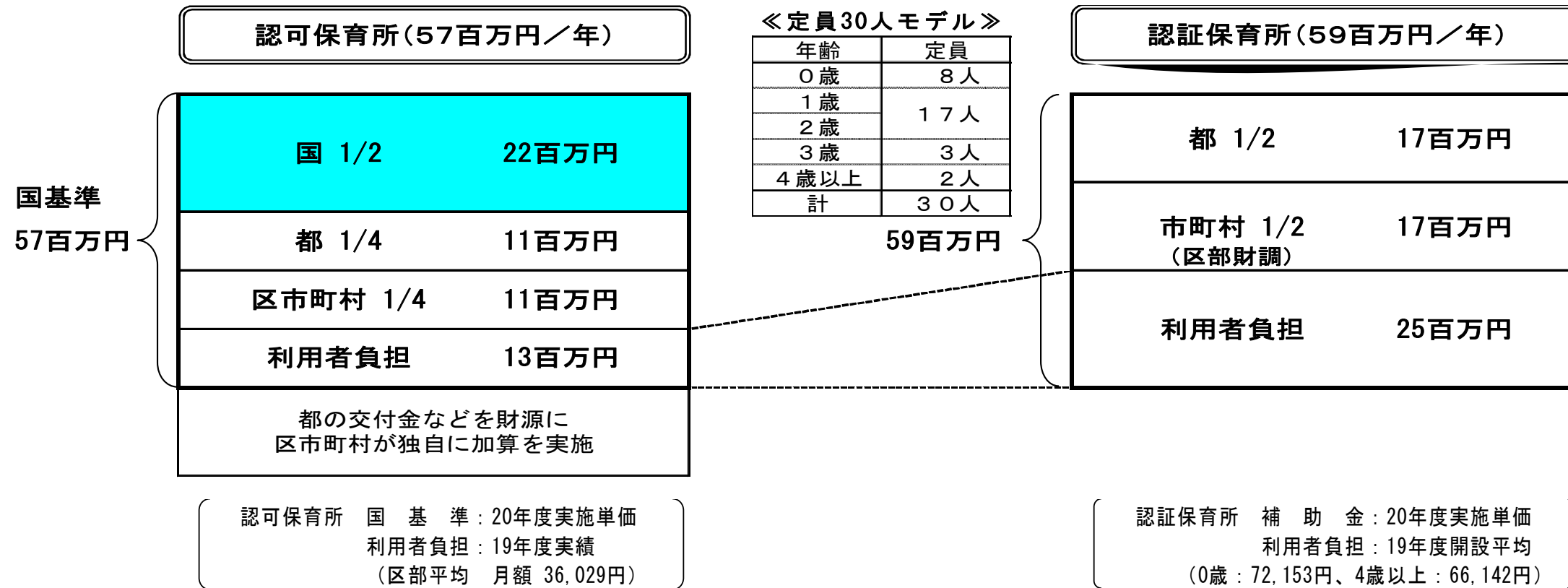
利用者の満足度

（出典）東京都認証保育所実態調査結果報告書（平成16年7月）



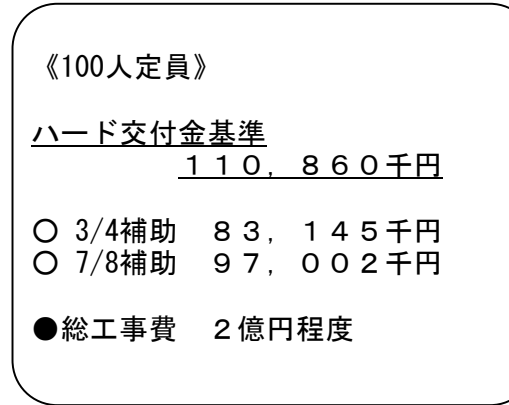
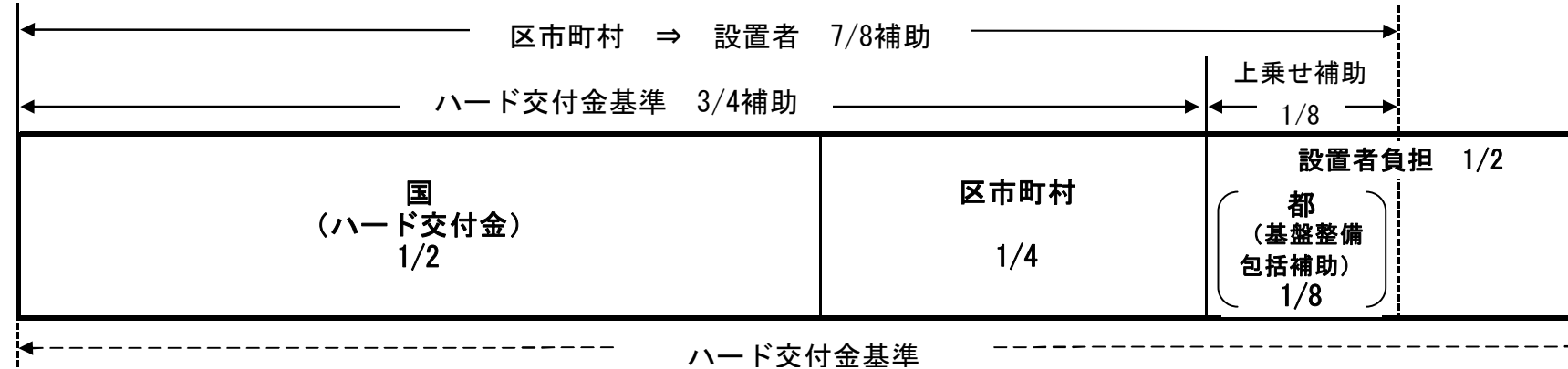
5 運営費・施設整備費補助制度

運営費

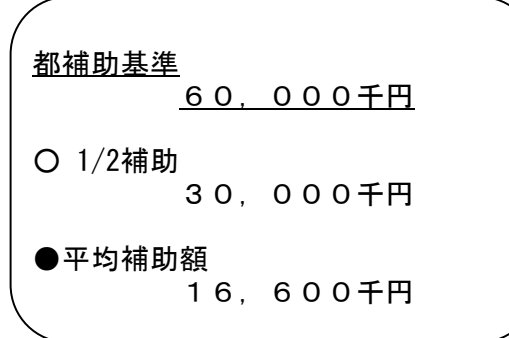
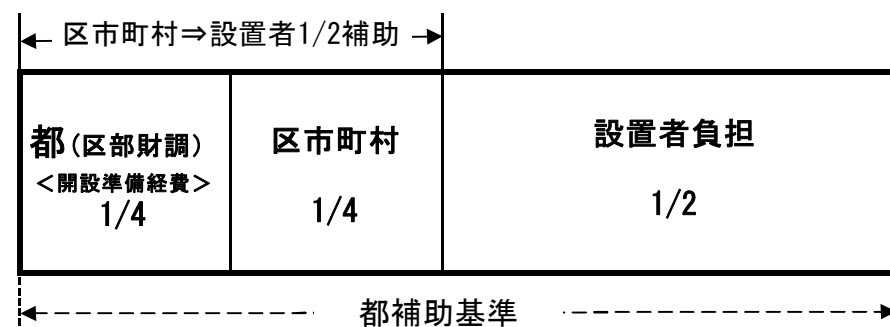


施設整備費

【認可保育所：社会福祉法人立（新設の場合）】



【認証保育所：内装・設備等改修経費】



6 保育所制度に関する東京都の提案

21年度国への提案要求(保育所制度の抜本改革)

- (1) 現行の認可保育所が利用者本位の制度となるよう、抜本的な改革を進めること。
- (2) 認証保育所を国の制度に位置づけ、財政措置を講じること。
- (3) 「新待機児童ゼロ作戦」の推進に当たっては、待機児童の多い地域に対する重点的な支援を行うこと。

要求項目

- ◆ **入所要件** 「保育に欠ける要件を見直し、保育を必要とする人すべてが、保育の必要度に応じて利用できる仕組みとすること」
- ◆ **利用方法** 「利用者が希望する保育所と直接契約できる制度にすること」
- ◆ **保育料** 「一定の基準の下に保育所が自ら設定できるようにすること」
- ◆ **施設整備** 「民間事業者や賃借物件の改修経費についても次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすること」
- ◆ **規制緩和** 「大都市に見合った面積基準の一層の緩和」
 ・認可 1人あたり3.3㎡ → 認証(A型) 2.5㎡まで緩和

 「保育士以外の資格を持つ人材の有効活用が可能となるよう保育従事職員の資格基準を緩和」
 ・認可 全て保育士資格保有者 → 認証 保育士は6割で可

<参考> 認可保育所と認証保育所の比較

区 分	認可保育所	認証保育所
1 目的 (設置根拠)	保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳幼児を保育するために設置された児童福祉施設(児童福祉法)	大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設(東京都認証保育所事業実施要綱)
2 設置者	区市町村(58.9%) 社会福祉法人、民間事業者等(41.1%)	民間事業者等
3 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と直接契約
4 規 模	20人以上(平均98.6人)	①A型 20~120人(平均34.0人) ②B型 6~29人(平均20.4人)
5 施設基準	児童福祉施設最低基準(省令)	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、ほふく室 (0、1歳児室)	1人当たり3.3㎡以上	①A型 3.3㎡以上 (2.5㎡まで弾力化) ②B型 2.5㎡以上
(1) 保育室・遊戯室 (2歳以上児室) (2) 屋外遊戯場	(1) 1人当たり1.98㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可)	同左
6 職 員	児童福祉施設最低基準(省令)	認可保育所に準じた都独自の基準
保育従事者	保育士	保育士以外の者も可 ただし、6割以上は保育士
配置基準	・0歳児 : 3人につき1人以上 ・1・2歳児 : 6人につき1人以上 ・3歳児 : 20人につき1人以上 ・4歳以上児 : 30人につき1人以上	同左
7 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本
8 保育料	住民税又は所得税の課税額に応じた階層区分に基づき、区市町村が徴収	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収
9 補助金		
運 営 費	負担金 (国1/2、都1/4、区市町村1/4)	補助金 (都1/2、市町村1/2) ※区部財調 (区10/10)
施設整備費	ハード交付金 (国1/2、区市町村1/4) 設置者1/4	開設準備経費(改修経費) ※区部財調 (都1/2、市町村1/2) (区10/10)

就学前の子どもがいる世帯に関する調査データ（東京都）

就学前の子どもがいる世帯 2,592 世帯の就学前の子ども 3,371 人の状況について述べる。

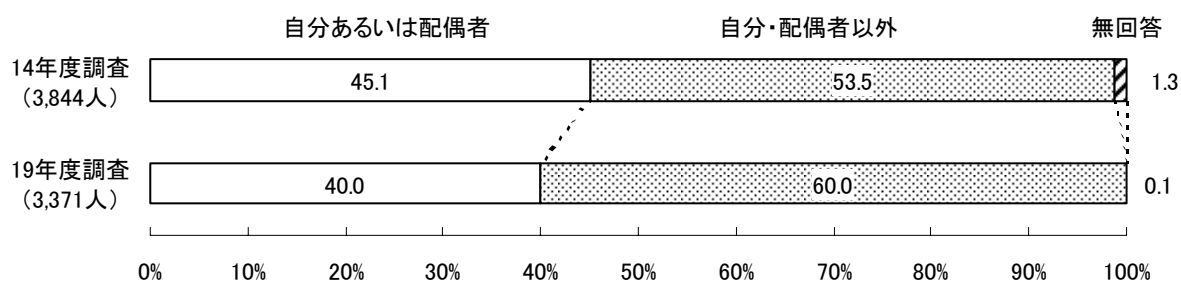
1 就学前の子どもの日中の世話

(1) 就学前の子どもの日中の世話 - 前回調査との比較

就学前の子ども 3,371 人について、子どもの日中の世話を主に誰がしているか聞いたところ「自分・配偶者以外」が 60.0% で、前回調査よりも 6.5 ポイント増加している。（図 I-2-1）

問 お子さんの日中の世話は主に誰がしていますか。

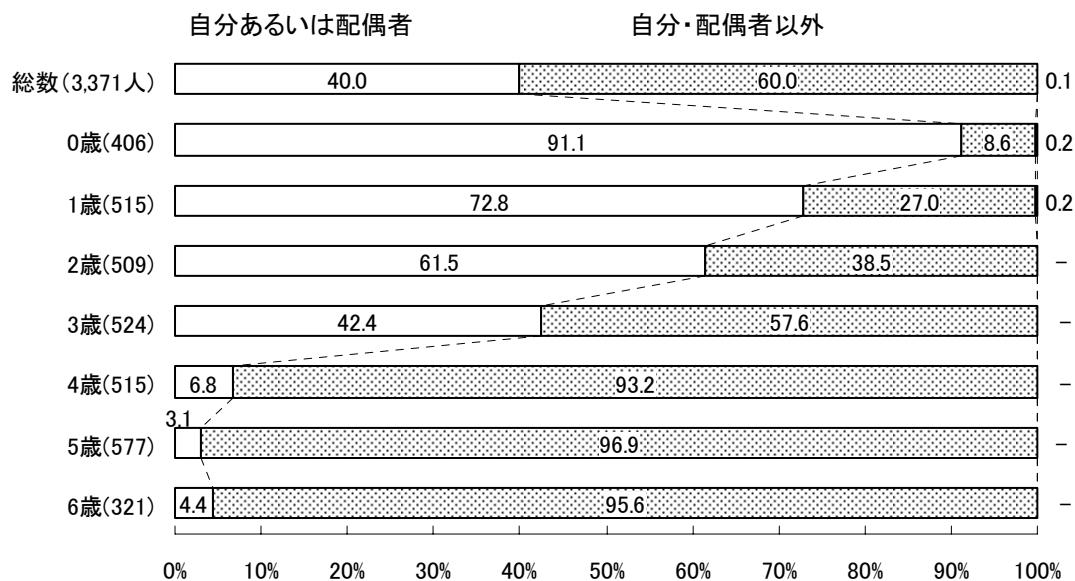
図 I-2-1 就学前の子どもの日中の世話－前回調査との比較



(2) 就学前の子どもの日中の世話－子どもの年齢別

就学前の子どもの日中の世話を子どもの年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「自分・配偶者以外」の割合が、概ね増えていく傾向にある。（図 I-2-2）

図 I-2-2 就学前の子どもの日中の世話 - 子どもの年齢別

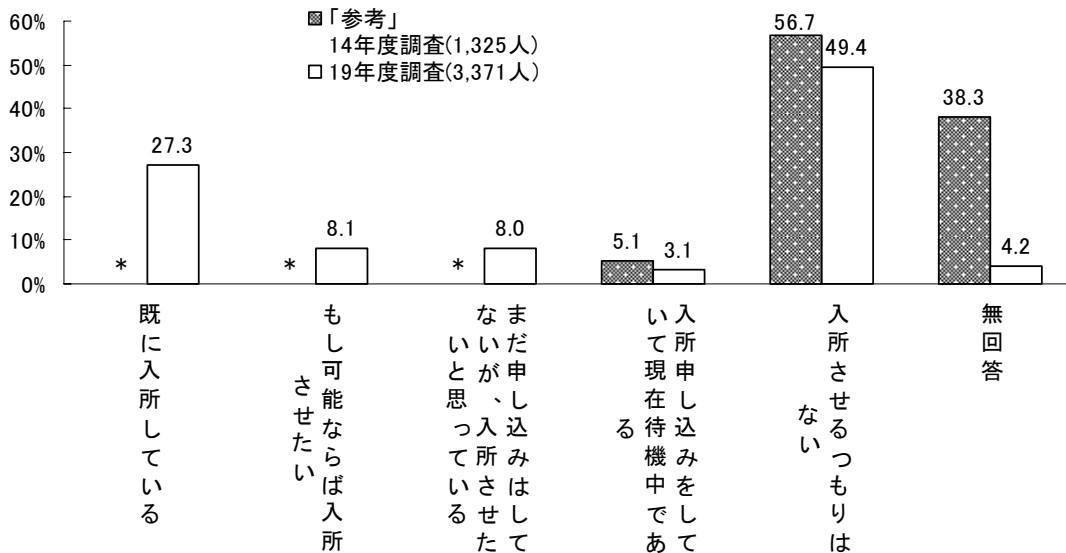


(3) 認可保育所への入所希望－前回調査との比較

就学前の子ども 3,371 人の子どもについて、認可保育所に入所させたいと思うか聞いたところ、「入所させるつもりはない」の割合が 49.4%と最も高く、「既に入所している」の割合が 27.3%と続いた。「入所申し込みをされていて現在待機中である」は、3.1%にとどまった。(図 I-2-3)

問 お子さん（それぞれの）を認可保育所に入所させたいと思いますか。

図 I-2-3 認可保育所への入所希望－前回調査との比較

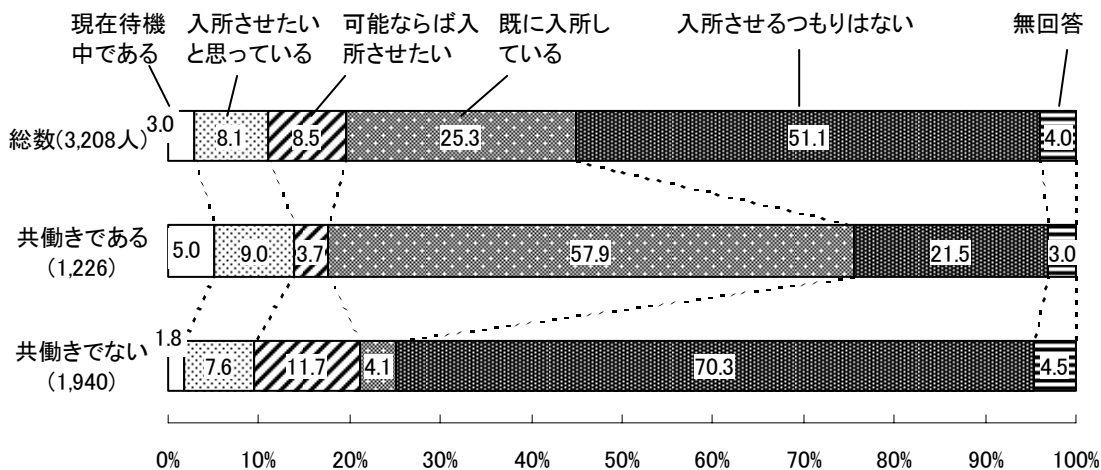


(4) 認可保育所への入所希望－共働きの状況別

認可保育所への入所希望について、共働きの状況別にみると夫婦ともに共働き世帯では「既に入所している」の割合が最も高く 57.9%、次いで「入所させるつもりはない」の割合が 21.5%と続く。

共働きでない世帯では、「入所させるつもりはない」の割合が 70.3%、次いで「可能ならば入所させたい」の割合が 11.7%と続いた。(図 I-2-4)

図 I-2-4 認可保育所への入所希望－共働きの状況別



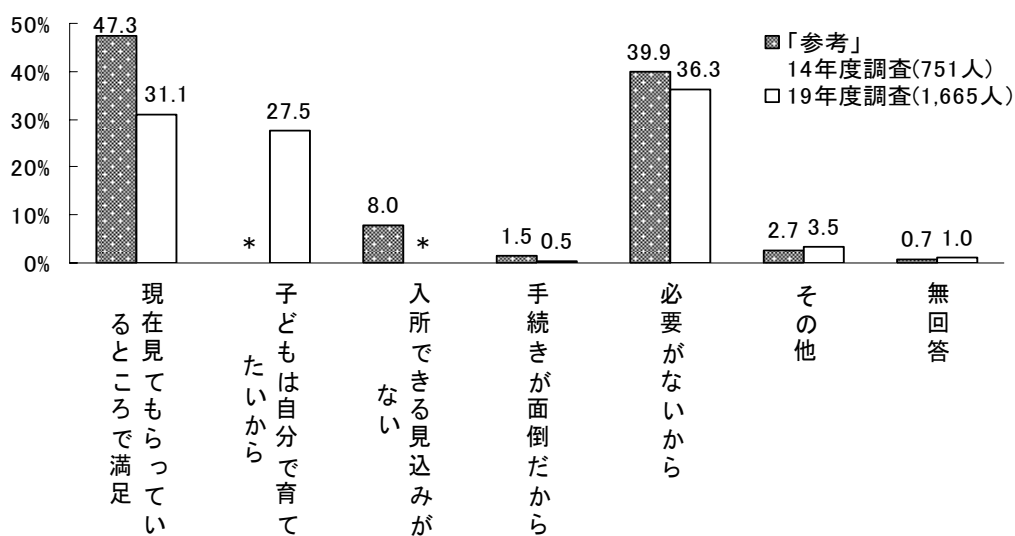
(注) 総数は、両親がいる世帯の就学前の子ども 3,208 人である。(ひとり親世帯は、含まれていない。)

(5) 認可保育所へ入所させるつもりがない理由—前回調査との比較

認可保育所へ「入所させるつもりはない」と答えた1,665人の理由を聞いたところ、「必要がないから」の割合が最も高く36.3%、次いで「現在見てもらっているところで満足」の割合が31.1%と続いた。(図I-2-5)

問 (認可保育所)に入所させるつもりがない理由は何ですか。

図I-2-5 認可保育所へ入所させるつもりがない理由—前回調査との比較



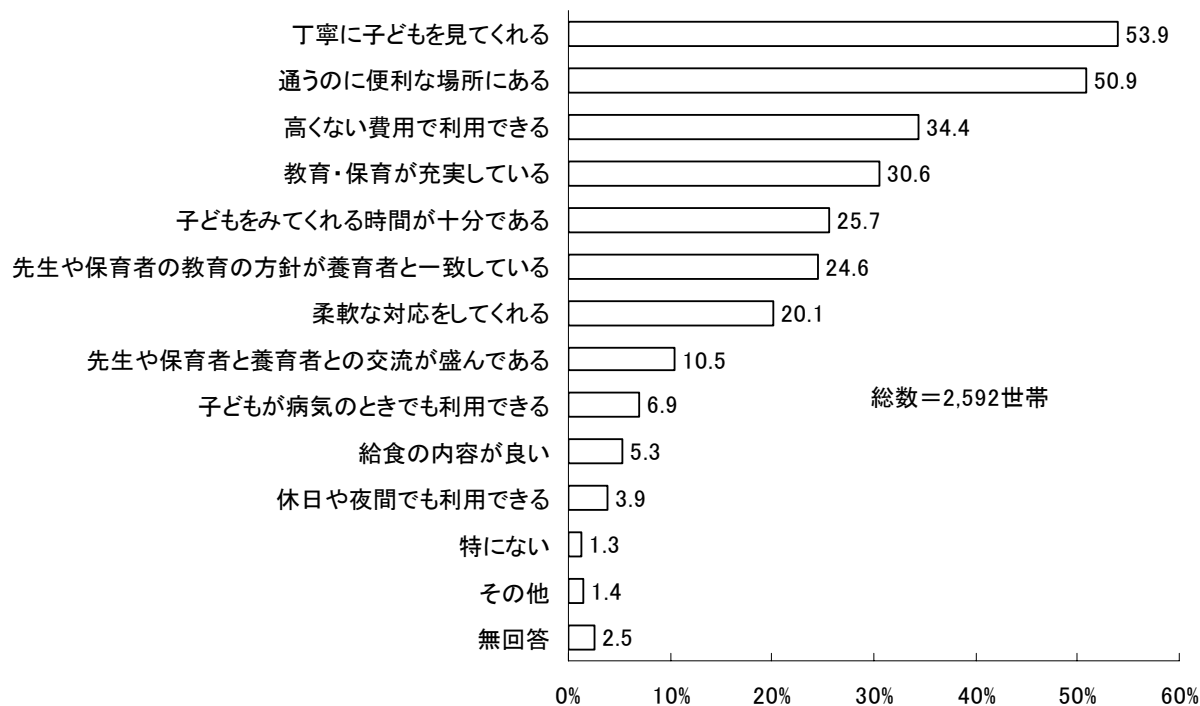
(6) 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕

子どもの預け先を選ぶ際に重視することを聞いたところ、「丁寧に子どもを見てくれる」と回答した割合が最も高く 53.9%、次いで「通うのに便利な場所にある」の割合が 50.9%と続いた。

(図 I-2-6)

問 お子さんの預け先を選ぶ際に重視することは何ですか。

図 I-2-6 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕



(注) 総数 2,592 世帯は、就学前の子どもがいる世帯数である。

(7) 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕

一日中子どもを見てもらっているところ（主なところ）別

子どもの預け先を選ぶ際に重視することについて、日中、主に子どもを見てもらっている（2,021世帯）ところ別にみると、総数では「通うのに便利な場所にある」の割合が51.9%で最も高く、「丁寧に子どもを見てくれる」が49.9%と続く。認証保育所で子どもを見てもらっている世帯では、子どもの預け先を選ぶ際に「給食の内容が良い」ことを重視する割合が14.3%で、他のところよりも高いが目立つ。（表I-2-1）

表I-2-1 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕

一日中子どもを見てもらっているところ（主なところ）別

	総数	子どもが十分である時間	休日や夜間でも利用できる	子どもが病気のときでも利用できる	教育・保育が充実している	高くない費用で利用できる	柔軟な対応をしている	方針が養育者と一致している	先生や保育者の教育の交流が盛んである	先生や保育者と養育者の交流が盛んである	給食の内容が良い	丁寧に子どもを見てくれる	通うのに便利な場所にある	その他	特にない	無回答
総数	100.0 (2,021)	29.5	3.4	7.1	29.6	31.1	18.7	24.4	10.5	5.6	49.9	51.9	1.2	1.3	2.6	
認可保育所（公立）	100.0 (582)	41.4	4.1	8.6	23.4	32.3	18.9	11.3	7.9	6.2	46.2	59.6	1.2	1.5	2.6	
認可保育所（私立）	100.0 (315)	34.9	4.4	8.9	30.5	25.4	21.6	18.4	10.5	10.8	48.6	50.8	-	0.3	2.2	
認証保育所	100.0 (70)	30.0	2.9	10.0	24.3	34.3	24.3	7.1	14.3	14.3	47.1	57.1	1.4	-	1.4	
認定こども園	100.0 (12)	16.7	8.3	8.3	33.3	41.7	25.0	-	-	8.3	41.7	33.3	8.3	-	-	
幼稚園	100.0 (789)	20.7	1.8	4.9	35.2	30.5	17.2	37.0	11.5	2.8	53.0	49.2	1.8	1.8	1.5	
職場内保育所	100.0 (12)	16.7	-	16.7	25.0	66.7	41.7	-	-	8.3	50.0	75.0	-	-	-	
家庭福祉員（保育ママ）	100.0 (9)	55.6	11.1	-	22.2	11.1	11.1	33.3	22.2	-	77.8	33.3	-	-	-	
その他の家族	100.0 (17)	35.3	17.6	5.9	17.6	41.2	11.8	17.6	17.6	-	52.9	29.4	-	-	-	
同居していない親族や友人	100.0 (17)	41.2	-	5.9	17.6	41.2	17.6	29.4	29.4	5.9	35.3	41.2	-	-	-	

(8) 就学前の子どもの世話ができなかったときの対応（帰宅が遅くなった）〔複数回答〕

－両親の有無、共働きの状況別

過去1年間に親の帰宅が遅くなり、夜間子どもだけになったときに、どのように対応したか聞いたところ、「別居の親族に頼んだ」の割合が22.4%と高く、次いで「その他の家族に頼んだ」の割合が16.6%と続いた。一方、「そのようなことはなかった」の割合は59.8%であった。

両親の有無、共働きの状況別にみると、「別居の親族に頼んだ」の割合は、共働きである世帯が28.0%と高く、「その他の家族に頼んだ」の割合は、ひとり親世帯が26.2%と高くなっている。一方、「そのようなことはなかった」の割合は、共働きでない世帯で70.0%と高くなっている。（表I-2-2）

問 過去1年間に、親の帰宅が遅くなり、夜間子どもだけになったときに、どのように対応しましたか。

表I-2-2 就学前の子どもの世話ができなかったときの対応（帰宅が遅くなった）〔複数回答〕

－両親の有無別、共働きの状況別

	総数	その他の家族に頼んだ	別居の親族に頼んだ	友人・知人に頼んだ	ベビーホテルを利用した	ベビーシッター等を利用した	子どもだけにしておいた	児童養護施設でのショートステイを利用した	保育所等の一時保育を利用した	ファミリー・サポート・センターを利用した	ひとり親家庭ホームヘルプサービスを利用した	その他	そのようなことはなかった	無回答
総数	100.0 (2,592)	<u>16.6</u>	<u>22.4</u>	5.4	0.1	1.7	2.9	0.0	1.2	0.7	0.1	0.5	<u>59.8</u>	4.4
両親に育てられている	100.0 (2,451)	16.1	22.4	5.1	0.1	1.6	2.7	0.0	1.1	0.7	-	0.4	61.2	4.2
共働きである	100.0 (966)	20.6	<u>28.0</u>	8.2	0.1	2.9	4.6	0.1	1.7	1.4	-	0.9	48.2	5.7
共働きでない	100.0 (1,454)	12.9	18.5	3.0	0.1	0.8	1.4	-	0.8	0.1	-	0.1	<u>70.0</u>	3.0
ひとり親に育てられている	100.0 (141)	<u>26.2</u>	23.4	10.6	0.7	3.5	7.1	-	2.8	2.1	1.4	2.1	35.5	7.8

(9) 就学前の子どもの世話ができなかったときの対応（泊りがけの用事）〔複数回答〕

－両親の有無別、共働きの状況別

過去 1 年間に泊りがけの用事で親が子どもの世話をできなかったときに、どのように対応したか聞いたところ、「別居の親族に頼んだ」の割合が 13.1%と高く、次いで「その他の家族に頼んだ」の割合が 9.3%と続いた。一方、「そのようなことはなかった」の割合は 73.9%であった。

両親の有無、共働きの状況別にみると、「別居の親族に頼んだ」の割合は、共働きである世帯が 14.8%と高く、「その他の家族に頼んだ」の割合は、ひとり親世帯が 17.0%と高くなっている。一方、「そのようなことはなかった」の割合は、共働きでない世帯で 79.1%と高くなっている（表 I-2-3）。

問 過去 1 年間に、泊まりがけの用事で親が子どもの世話をできなかったときに、どのように対応しましたか。

表 I-2-3 就学前の子どもの世話ができなかったときの対応（泊りがけの用事）〔複数回答〕

－両親の有無別、共働きの状況別

	総数	その他の家族に頼んだ	別居の親族に頼んだ	友人・知人に頼んだ	ベビーホテルを利用した	ベビーシッター等を利用した	子どもだけにおいた	子どもだけでおいた	児童養護施設でのショートステイやトワイライトステイを利用した	保育所等の一時保育を利用した	ファミリー・サポート・センターを利用した	ひとり親家庭ホームヘルプサービスを利用した	その他	そのようなことはなかった	無回答
総数	100.0 (2,592)	9.3	13.1	1.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.3	-	-	0.2	73.9	6.6	
両親に育てられている	100.0 (2,451)	8.9	13.1	1.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.3	-	-	0.2	74.7	6.3	
共働きである	100.0 (966)	11.3	14.8	1.1	-	0.4	0.1	0.1	0.4	-	-	0.4	68.9	8.5	
共働きでない	100.0 (1,454)	7.2	11.7	1.0	0.1	0.3	-	0.1	0.2	-	-	0.1	79.1	4.7	
ひとり親に育てられている	100.0 (141)	17.0	13.5	1.4	-	1.4	-	-	-	-	-	0.7	58.9	10.6	

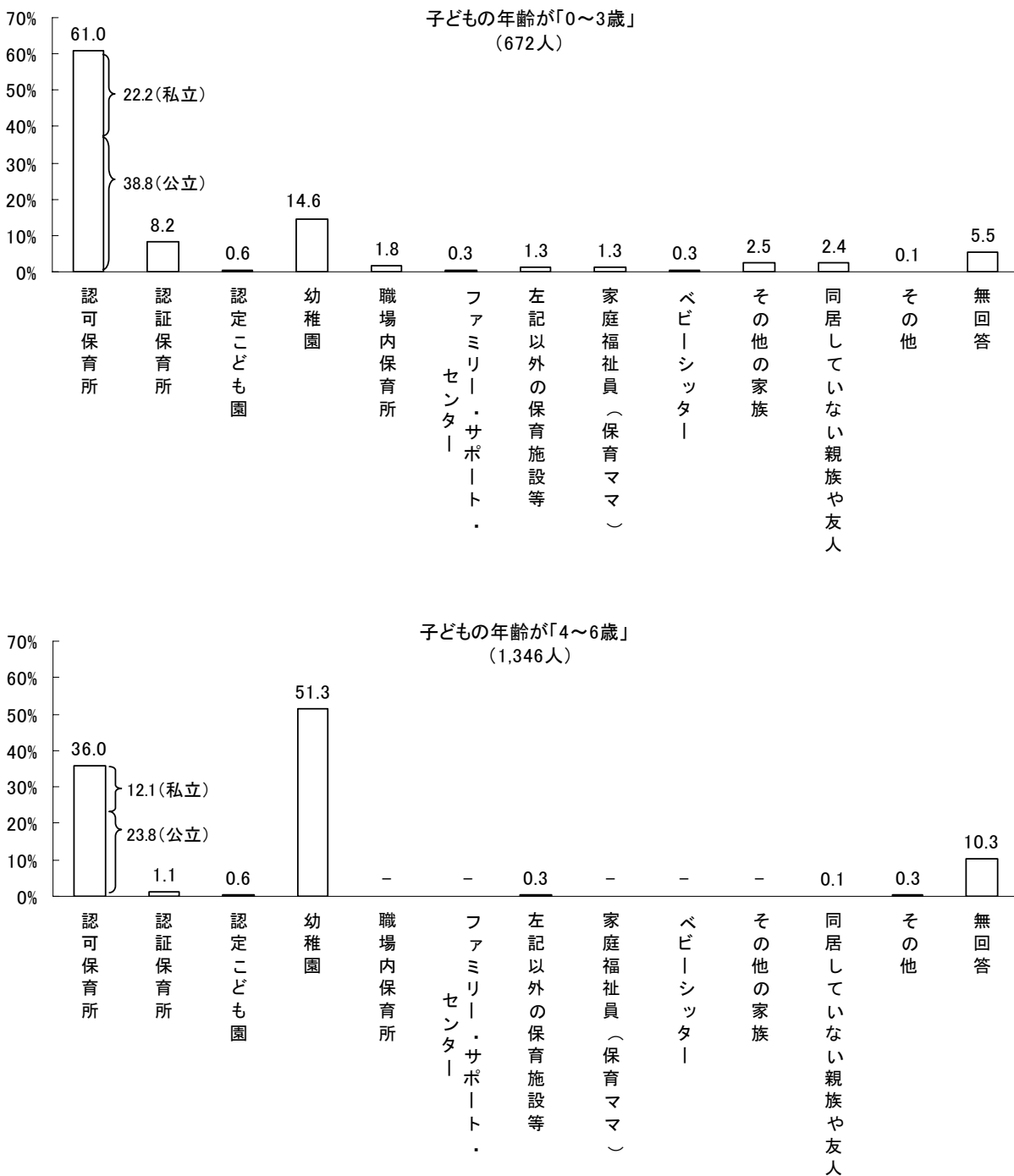
2 自分・配偶者以外が日中の世話をしている子ども（2,021人）の状況

(1) 日中の主な預け先

自分・配偶者以外が日中の世話をしている子ども 2,021人について、日中の預け先を子どもの年齢別（「0～3歳」「4～6歳」）にみると、子どもの年齢が「0～3歳」では、「認可保育所」が最も多く61.0%であった。（図I-2-7）

問 日中お子さんの世話は主に誰がしていますか。

図I-2-7 日中の主な預け先



(2) 日中の主な預け先—両親の有無別

子どもの日中の主な預け先は、ひとり親世帯では「認可保育所（公立）」の割合が最も高く52.3%であった。（表 I-2-4）

問 日中お子さんの世話は主に誰がしていますか。

表 I-2-4 日中の主な預け先—両親の有無別

	総数	立認可保育所（公立）	立認可保育所（私立）	認証保育所	認定こども園	幼稚園	職場内保育所	ポート・センター	ファミリー・センター	上記以外の保育施設	家庭福祉員（保育ママ）	ベビーシッター	その他の家族	同居していない親族や友人	その他	無回答
総数	100.0 (2,021)	28.8	15.6	3.5	0.6	39.0	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1	0.8	0.8	0.2	8.7	
両親に育てられている	100.0 (1,872)	26.9	15.3	3.3	0.6	41.2	0.6	0.1	0.6	0.5	0.1	0.6	0.9	0.3	9.0	
ひとり親に育てられている	100.0 (149)	<u>52.3</u>	19.5	5.4	0.7	12.1	-	-	0.7	-	-	4.0	-	-	5.4	

(3) 日中の主な預け先—子どもの年齢（1歳刻み）別

日中の主な預け先を子どもの年齢（1歳刻み）別にみると、0歳では「認可保育所（私立）」の割合が25.7%と最も高く、次いで「その他の家族」22.9%、「認証保育所」14.3%と続く。1、2歳児では「認可保育所（公立）」の割合が最も高く（1歳48.2%、2歳46.9%）、次いで「認可保育所（私立）」の割合が高くなっている。（1歳25.9%、2歳26.5%）（表 I-2-5）

表 I-2-5 日中の主な預け先—子どもの年齢（1歳刻み）別

	総数	立認可保育所（公立）	立認可保育所（私立）	認証保育所	認定こども園	幼稚園	職場内保育所	ポート・センター	ファミリー・センター	上記以外の保育施設	家庭福祉員（保育ママ）	ベビーシッター	その他の家族	同居していない親族や友人	その他	無回答
総数	100.0 (2,021)	28.8	15.6	3.5	0.6	39.0	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1	0.8	0.8	0.2	8.7	
0歳	100.0 (35)	8.6	<u>25.7</u>	<u>14.3</u>	-	-	-	2.9	-	2.9	-	<u>22.9</u>	11.4	-	11.4	
1歳	100.0 (139)	<u>48.2</u>	<u>25.9</u>	11.5	-	-	2.2	-	2.2	2.2	0.7	0.7	3.6	-	2.9	
2歳	100.0 (196)	<u>46.9</u>	<u>26.5</u>	10.2	1.0	0.5	2.6	-	1.0	2.6	0.5	1.5	1.0	-	5.6	
3歳	100.0 (302)	32.8	17.2	4.6	0.7	32.1	1.3	0.3	1.3	-	-	1.7	1.7	0.3	6.0	
4歳	100.0 (480)	24.2	13.8	1.5	0.6	49.8	-	-	0.4	-	-	-	-	0.4	9.4	
5歳	100.0 (559)	22.4	10.6	0.7	0.5	54.4	-	-	-	-	-	-	0.2	-	11.3	
6歳	100.0 (307)	26.1	12.4	1.3	0.7	48.2	-	-	0.7	-	-	-	-	0.7	10.1	

(4) 主な預け先の保育開始時間一日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

主な預け先の保育開始時間を聞いたところ、「午前9時～9時29分」の割合が40.5%と最も高い。

日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別にみると、認証保育所では保育開始時間が「午前8時～午前8時29分」の割合が34.3%で最も高い。（表I-2-6）

問 何時から何時までみてもらっていますか。

表I-2-6 主な預け先の保育開始時間一日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

	総数	午前7時29分以下	午前7時30分～午前8時	午前8時1分～午前8時29分	午前8時30分～午前9時	午前9時1分～午前9時29分	午前9時30分～午前10時	午前10時以降	無回答
総数	100.0 (2,021)	1.3	4.9	13.7	18.4	<u>40.5</u>	5.1	2.0	14.1
認可保育所(公立)	100.0 (582)	1.5	10.3	19.8	30.8	31.4	3.8	-	2.4
認可保育所(私立)	100.0 (315)	3.2	9.2	23.5	26.7	32.4	4.1	-	1.0
認証保育所	100.0 (70)	2.9	7.1	<u>34.3</u>	21.4	27.1	1.4	4.3	1.4
認定こども園	100.0 (12)	-	-	16.7	25.0	41.7	8.3	-	8.3
幼稚園	100.0 (789)	0.3	0.5	5.7	9.9	61.9	7.9	3.4	10.5
職場内保育所	100.0 (12)	-	-	8.3	50.0	33.3	-	8.3	-
14年度調査	100.0 (2,058)	0.8	4.3	9.1	17.6	46.6	6.5	3.8	11.4

(5) 主な預け先の保育終了時間一日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

主な預け先の保育終了時間を聞いたところ、「午後2時～午後2時59分」の割合が25.8%と最も高い。

また、保育終了時間の「午後6時～午後6時59分」の割合が17.5%で、前回調査の割合(13.0%)よりも4.5ポイント増加している。日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別にみると認証保育所では「午後6時～午後6時59分」の割合が38.6%と4割近くとなっている。(表I-2-7)

表 I-2-7 主な預け先の保育終了時間

一日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

	総 数	以 前 後 1 時 5 9 分	午 後 2 時 5 9 分	午 後 3 時 5 9 分	午 後 4 時 5 9 分	午 後 5 時 5 9 分	午 後 6 時 5 9 分	午 後 7 時 5 9 分	午 後 8 時 5 9 分	午 後 9 時 5 9 分	午 後 1 0 時 以 降	無 回 答
総数	100.0 (2,021)	5.0	<u>25.8</u>	4.8	10.7	17.2	<u>17.5</u>	3.7	0.3	0.3	0.1	14.5
認可保育所(公立)	100.0 (582)	0.2	1.5	0.5	21.0	30.6	36.6	7.0	-	-	-	2.6
認可保育所(私立)	100.0 (315)	1.0	3.8	0.6	17.5	37.8	30.8	6.0	1.0	0.6	-	1.0
認証保育所	100.0 (70)	-	2.9	1.4	12.9	27.1	<u>38.6</u>	12.9	2.9	-	-	1.4
認定こども園	100.0 (12)	8.3	41.7	8.3	16.7	8.3	8.3	-	-	-	-	8.3
幼稚園	100.0 (789)	11.8	61.3	10.3	2.2	2.0	0.8	-	-	-	0.3	11.4
職場内保育所	100.0 (12)	-	8.3	16.7	25.0	33.3	16.7	-	-	-	-	-
14年度調査	100.0 (2,058)	7.2	28.5	6.3	13.9	16.2	<u>13.0</u>	2.8	0.2	0.1	0.3	11.4

(6) 補助的な預け先の保育開始時間と終了時間

一日中子どもをみてもらっているところ（補助的なところ）別

補助的な預け先の保育開始時間及び保育終了時間を尋ねたところ、保育開始時間は「午後4時～午後5時59分」の割合が2.4%と最も多く、保育終了時間は「午後5時～午後6時59分」の割合が3.2%、「午後7時～午後8時59分」の割合が3.0%とそれぞれ高い。

(表 I-2-8、表 I-2-9)

表 I-2-8 補助的な預け先の保育開始時間

一日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

	総 数	以 前 9 時 5 9 分	午 前 1 0 時 5 9 分	午 前 1 1 時	5 正 9 分 午 後 1 時	時 午 5 後 9 分 時 午 後 3	時 午 5 後 9 分 時 午 後 5	午 後 6 時 以 降	な 補 助 的 な と こ ろ は	無 回 答
総数	100.0 (2,021)	1.9	0.1	0.3	1.7	2.4	2.0	79.6	12.0	
職場内保育所	100.0 (11)	27.3	-	-	45.5	18.2	9.1	-	-	
ファミリー・サポ ート・センター	100.0 (18)	5.6	-	-	-	11.1	72.2	-	11.1	
ベビーシッター	100.0 (16)	6.3	6.3	-	6.3	25.0	43.8	-	12.5	
その他の家族	100.0 (35)	8.6	-	2.9	25.7	25.7	2.9	-	34.3	
同居していない親 族や友人	100.0 (135)	20.7	0.7	3.7	9.6	23.0	11.1	-	31.1	

表 I-2-9 補助的な預け先の保育終了時間

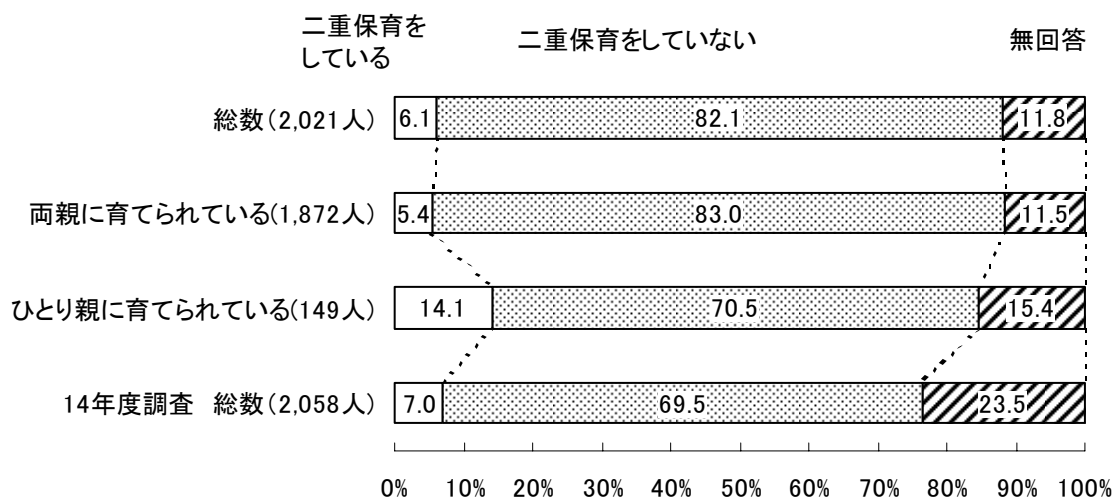
一日中子どもをみてもらっているところ（補助的なところ）別

	総 数	午 後 2 時 5 9 分 以 前	5 午 9 分 時 午 後 4 時	5 午 9 分 時 午 後 6 時	5 午 9 分 時 午 後 8 時	午 後 9 時 以 降	補 助 的 な と こ ろ は な い	無 回 答
総数	100.0 (2,021)	0.2	0.7	3.2	3.0	1.2	79.6	12.0
職場内保育所	100.0 (11)	-	18.2	27.3	-	54.5	-	-
ファミリー・サポ ート・センター	100.0 (18)	-	5.6	11.1	55.6	16.7	-	11.1
ベビーシッター	100.0 (16)	-	6.3	6.3	56.3	18.8	-	12.5
その他の家族	100.0 (35)	2.9	11.4	25.7	25.7	-	-	34.3
同居していない親 族や友人	100.0 (135)	1.5	3.7	31.9	23.0	8.1	-	31.9

(7) 二重保育－両親の有無別

主な預け先を利用した後に、補助的な預け先を利用している「二重保育をしている」子どもの割合は、6.1%である。ひとり親世帯では「二重保育をしている」子どもの割合は、14.1%であった。(図 I-2-8)

図 I-2-8 二重保育－両親の有無別



《参考》

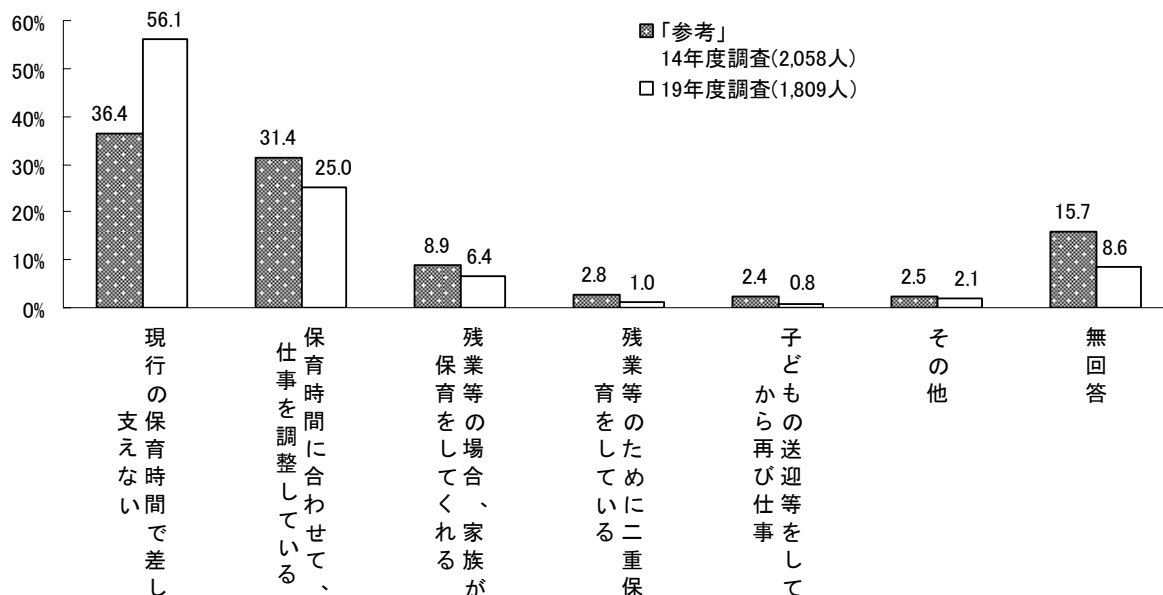
子どもの日中の世話は「自分・配偶者以外」と答えた世帯の子ども 2,021 人について、①日中の主な預け先と補助的な預け先にそれぞれ預けている時間から、二重保育をしていると見受けられる子どもと、②「保育時間と勤務時間との関係」で「二重保育をしている」と答えた子どもを合わせて「二重保育をしている」として集計した。

(8) 保育時間と勤務時間の関係

保育時間と勤務時間の関係はどのようになっているか尋ねたところ、「現行の保育時間で指し支えない」と回答した割合が最も高く 56.1%、次いで「保育時間に合わせて、仕事を調整している」が 25.0%となっている。(図 I-2-9)

問 保育時間と勤務時間の関係はどのようになっていますか。

図 I-2-9 保育時間と勤務時間の関係



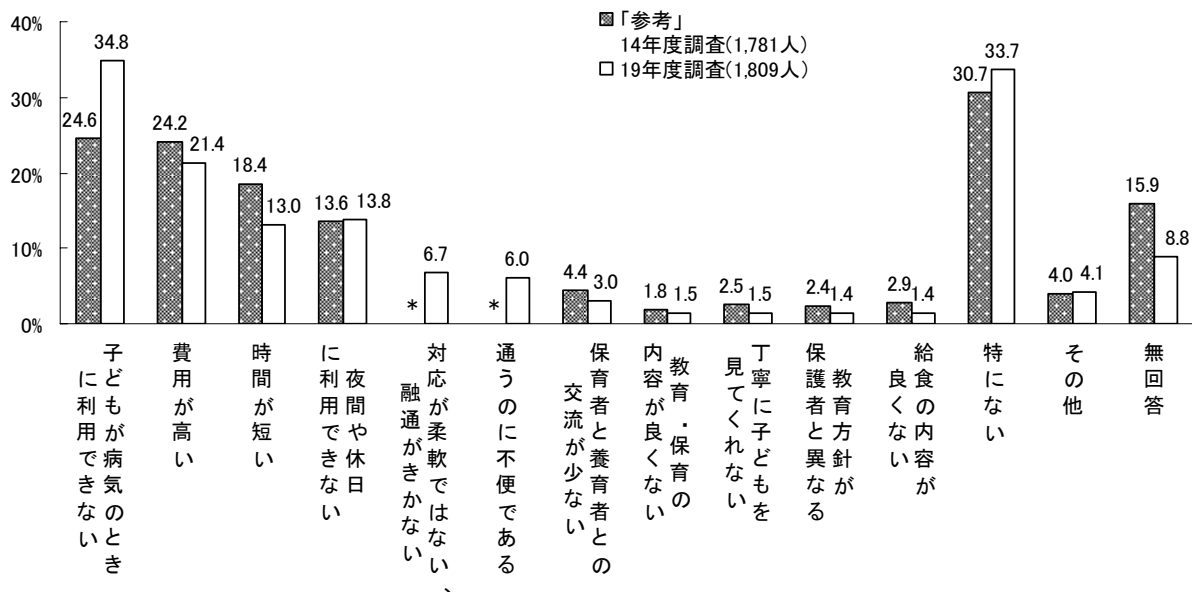
(注) (8)～(10)の19年度調査の母集団1,809人は、日中、子どもをみてもらっているところを「認可保育所(公立)」「認可保育所(私立)」「認証保育所」「認定こども園」「幼稚園」「職場内保育所」「ファミリーサポートセンター」「ベビーホテルなどの施設」「家庭福祉員(保育ママ)」「ベビーシッター」と答えた数である。

(9) 子どもを預けていて不満に思うこと

日中の主な預け先に関して、困ることや不満に思うことを尋ねたところ「子どもが病気
のときに利用できない」の割合が34.8%と最も高く、平成14年度調査に比べて10ポ
イント以上増加したが「特にない」も33.7%と2番目に多かった。(図I-2-10)

問 お子さんの預け先に関して、困ることや不満に思うことは何ですか。

図I-2-10 子どもを預けていて不満に思うこと



(10) 子どもを預けていて不満に思うこと—両親の有無別

日中の主な預け先に関して、困ることや不満に思うことを両親の有無別にみると、ひと
り親世帯では「子どもが病気のために利用できない」の割合が50.4%、次いで「夜間や
休日に利用できない」の27.4%と続く。(表I-2-10)

表I-2-10 子どもを預けていて不満に思うこと—両親の有無別

	総数	子どもを 見てくれる時 間が短い	夜間や休日 に利用でき ない	子どもが病 気のある時 に利用でき ない	教育・保育 の内容が良 くない	費用が高 い	融通がきか ない	対応が柔 軟ではない、 融通がきか ない	先生や保 育者の教育 方針が異 なる	先生や保 育者と養 育者との 交流が少 ない	給食の内 容が良く ない	丁寧に見 てくれる	通うのに 不便であ る	特にな い	その他	無回 答
総数	100.0 (1,806)	13.1	13.8	34.9	1.5	21.5	6.7	1.4	3.0	1.4	1.6	6.0	33.7	4.2	8.6	
両親に育てられている	100.0 (1,671)	13.4	12.7	33.6	1.4	22.3	6.6	1.6	2.9	1.4	1.5	6.2	34.1	4.2	8.7	
ひとり親に育てられている	100.0 (135)	8.9	27.4	50.4	2.2	11.1	8.1	-	4.4	1.5	2.2	3.7	29.6	3.0	7.4	

3 自分・配偶者が日中の世話をしている子ども（1,347人）の状況

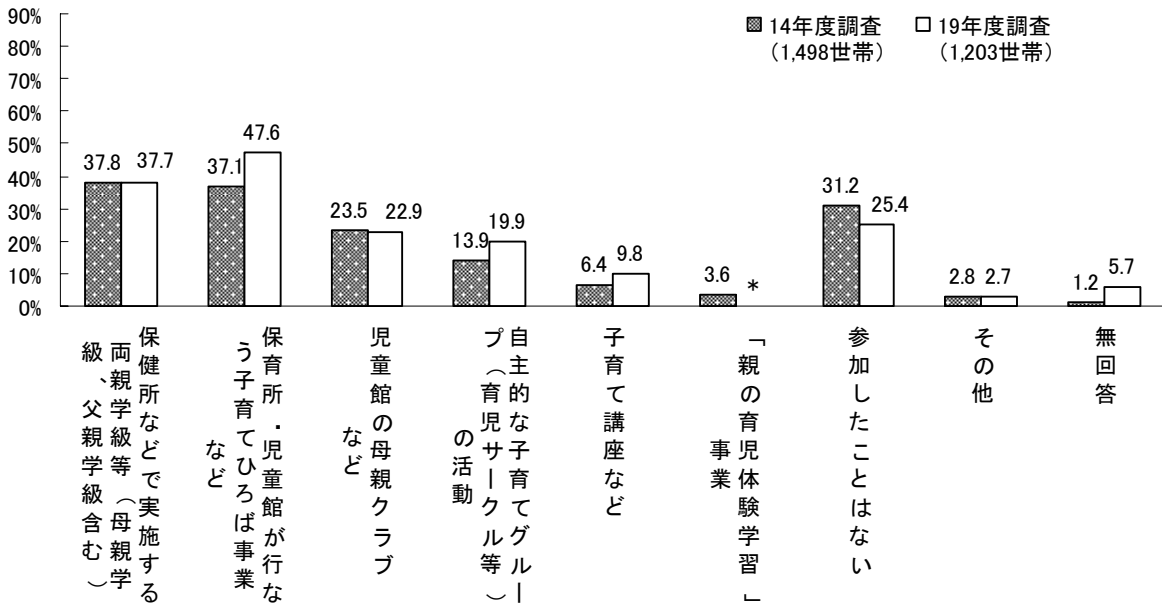
日中の子ども（1,347人）の世話を「自分あるいは配偶者」と答えた1,203世帯に各種サービスの利用状況について尋ねた。

(1) 子育てサービスの参加状況〔複数回答〕－前回調査との比較

子育てサービスの参加状況を尋ねたところ、「保育所・児童館が行なう子育てひろば事業など」の割合が47.6%と最も高く、前回調査の割合（37.1%）と比べて10ポイント以上増加した。（図I-2-11）

問 次のうちで、参加したことがあるものはありますか。

図I-2-11 子育てサービスの参加状況〔複数回答〕－前回調査との比較



(2) 子育てサービスの参加状況[複数回答]—地域別

子育てサービスの参加状況を地域別に尋ねたところ、「参加したことがある」の割合は、区部(67.2%)よりも、市・町・村部(73.0%)の方が高い。

サービス内容の「保育所・児童館が行なう子育てひろば事業など」に参加した人は、区部(44.5%)よりも、市・町・村部(54.5%)の割合が10ポイント高くなっている。(表I-2-11)

表I-2-11 子育てサービスの参加状況[複数回答]—地域別

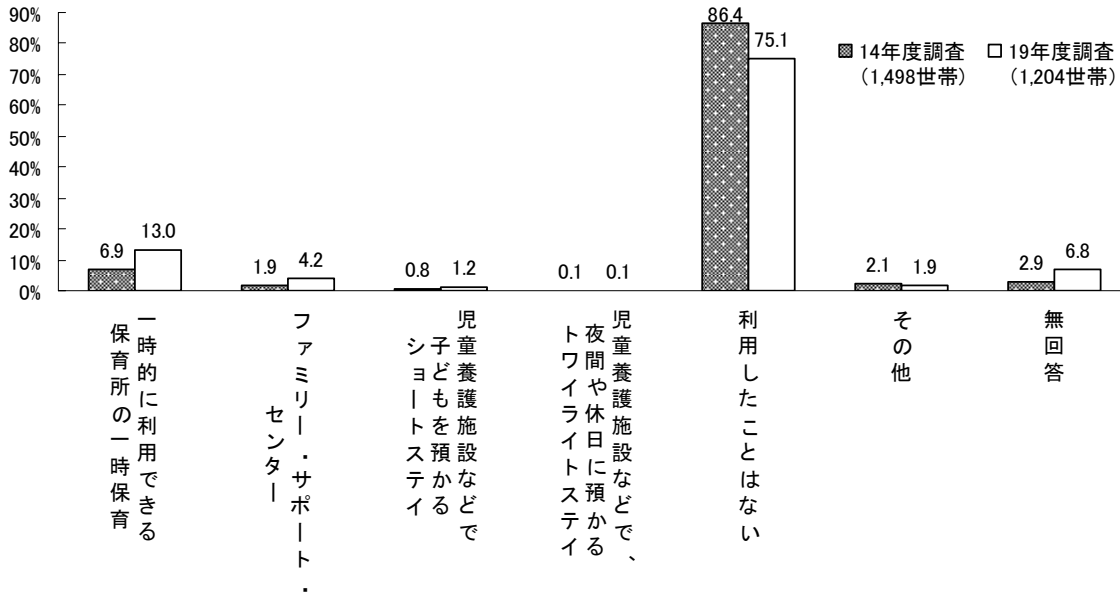
	総数	参加したことがある	す保	プ児	事行	育保	育タ	公民	クル	自	その他	参加したことはない	無回答
			る健	な童	業行	育保	育タ	公民	クル	自			
総数	100.0 (1,203)	69.0	37.7	22.9	47.6	9.8	19.9	2.7	25.4	5.7			
区部 計	100.0 (825)	<u>67.2</u>	37.8	24.6	<u>44.5</u>	8.1	17.9	2.4	26.5	6.3			
区中央部	100.0 (57)	77.2	42.1	26.3	61.4	10.5	15.8	8.8	19.3	3.5			
区南部	100.0 (105)	68.6	37.1	34.3	42.9	5.7	16.2	1.0	29.5	1.9			
区西南部	100.0 (114)	71.1	38.6	21.1	49.1	7.9	23.7	2.6	24.6	4.4			
区西部	100.0 (112)	65.2	36.6	28.6	42.0	12.5	19.6	0.9	23.2	11.6			
区西北部	100.0 (166)	71.1	39.2	28.9	45.8	10.2	14.5	2.4	24.7	4.2			
区東北部	100.0 (133)	57.1	35.3	18.0	32.3	3.0	15.0	1.5	36.1	6.8			
区東部	100.0 (138)	65.2	37.7	17.4	47.1	8.0	21.0	2.9	24.6	10.1			
市・町・村部計	100.0 (378)	<u>73.0</u>	37.6	19.3	<u>54.5</u>	13.5	24.1	3.2	22.8	4.2			
西多摩	100.0 (32)	65.6	34.4	15.6	40.6	9.4	18.8	6.3	18.8	15.6			
南多摩	100.0 (116)	71.6	31.0	19.8	50.9	9.5	26.7	2.6	25.0	3.4			
北多摩西部	100.0 (48)	79.2	39.6	14.6	62.5	31.3	25.0	4.2	20.8	-			
北多摩南部	100.0 (110)	70.0	39.1	18.2	55.5	12.7	20.9	1.8	24.5	5.5			
北多摩北部	100.0 (72)	79.2	45.8	25.0	59.7	11.1	26.4	4.2	19.4	1.4			

(3) 一時的な子育てサービスの利用状況[複数回答]—前回調査との比較

一時的な子育てサービスを利用したことがあるか尋ねたところ「一時的に利用できる保育所等の一時保育」が13.0%で、前回調査に比べて6ポイント以上増えた。(図I-2-12)

問 次のサービスのうちで、一時的に利用したことがあるものはありますか。

図I-2-12 一時的な子育てサービスの利用状況[複数回答]—前回調査との比較

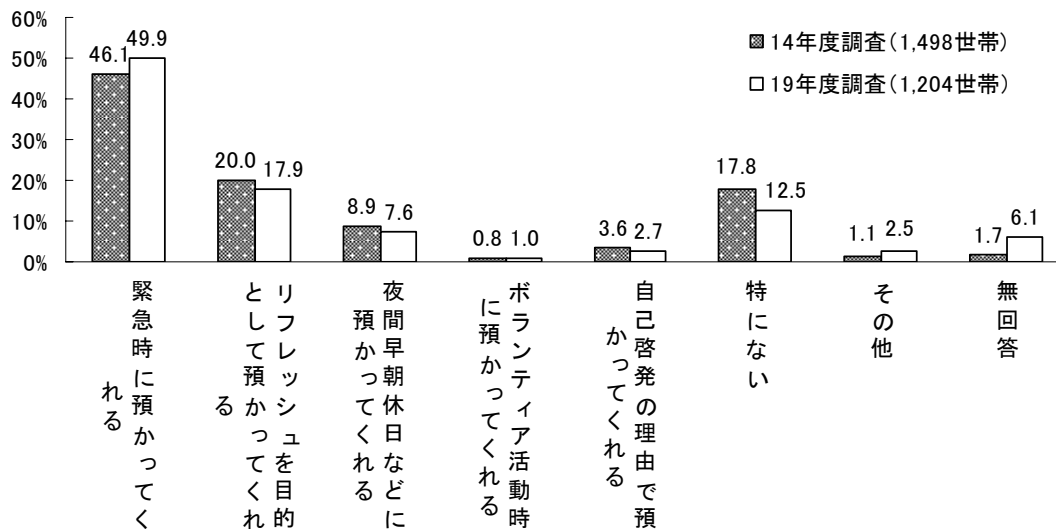


(4) あればよいと思う在宅支援サービス—前回調査との比較

どのような在宅支援サービスがあればよいと思うか尋ねたところ、「親や家族の病気などの緊急時に預かってくれる」が49.9%とおおよそ半数で最も多く、次いで「リフレッシュのため、美容院やコンサートに行ったり、スポーツをするなどの理由で預かってくれる」の17.9%となっている。(図I-2-13)

問 在宅で子育てを行なう家庭に対し、どのようなサービスがあればいいと思いますか。

図I-2-13 あればよいと思う在宅支援サービス—前回調査との比較



認証保育所モデル契約書

〇〇〇〇（以下、「保護者」といいます。）と□□□□（以下、「事業者」といいます。）とは、事業者が保護者の乳幼児〇〇〇〇（以下「乳幼児」といいます。）に対して行う保育について、以下のとおり契約を締結します。

- ・ 契約当事者と直接サービスを受ける児童とが、誰であるかを明確に記載してください。

第1条(契約の目的)

事業者は、乳幼児に対し、児童福祉法等の趣旨にしたがって、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対しその保育に対する料金を支払います。

- ・ この契約は、保護者と事業者の双方に、債権又は債務の関係が生じる契約であることを記載してください。
- ・ 児童福祉法、認証保育所事業実施要綱及び東京都認証保育所事業実施細目の趣旨に反するような保育とならないよう、「児童福祉法令等の趣旨にしたがって、……」の文言を入れ、提供するサービス内容についての枠組みを設けてください。

第2条(契約期間)

- 1 この契約期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとします。
- 2 契約満了日の〇日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、再度契約の内容を確認した上で、更新することとします。

- ・ 文書による解約については、利用者からの解約に制限を加える趣旨ではなく、後々のトラブル防止の観点から規定しました。
- ・ 契約更新時に契約の内容を確認するのは、保育時間などに変更が生ずる場合が多く、自動更新がなじまないことが想定されるためです。
- ・ 契約内容が変更になる場合は、変更契約書又は新たに契約書を取り交わしてください。

第3条(保育の場所)

保育の提供場所は、東京都〇〇〇区(市)〇丁目〇番〇号の〇〇〇保育園です。

- ・ 保育所の所在地、名称を明確にしてください。

第4条(保育サービスの内容)

- 1 事業者は、児童福祉法、保育所保育指針及び認証保育所事業実施要綱等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育サービスを提供します。
- 2 保育内容は、「重要事項説明書」のとおりとします。

- ・ 提供するサービスの内容を包括的に明示し、児童福祉法、保育所保育指針、認証保育所事業実施要綱、認証保育所事業実施細目で定める保育を行う旨を記載してください。
- ・ 保育の内容やサービスの種類について、「重要事項説明書」のとおり実施することを示してください。

第5条(保育の記録)

- 1 事業者は、保育所において乳幼児の保育内容を記載した諸記録を作成し、契約終了後又は契約の解約後〇年間保存します。なお、保存期間が経過した際には第11条第1項の守秘義務にのっとり破棄します。
- 2 保護者は、前項の諸記録を閲覧することができます。

- ・ 第1項は、保育に必要な記録(在籍記録・児童票・保育計画・健康診断書等)の作成とこれらの保存年限について規定しました。
- ・ 保存年限について、幼稚園の場合は指導に関する記録を5年、学籍に関する記録を20年、卒園後保存することになっていますので、参考にしてください。
(学校教育施行規則第15条第2項)
- ・ また、廃棄に当たっては、プライバシーを保護するため、裁断処理を行うなどの方法を取ってください。

第6条(契約時間等)

- 1 契約時間 〇曜日から〇曜日までの〇時〇〇分から〇時〇〇分まで
- 2 利用時間の延長

上記の契約時間を超えて、開所時間内に保育が必要になった場合は、保護者は事前に事業者へ連絡するものとします。

- ・ 曜日や時間について、契約の範囲を明確にしてください。
- ・ 契約時間を超えて、随時に保育時間の延長が必要になった場合の取り扱いについて定めておいてください。

- ・ 曜日や時間は、保護者の勤務状況により変更されることが多いため、「契約書別紙」(50ページ参照)に分け、契約の変更を行いやすくする手法をとっても構いません。
この場合、本条は『契約時間等は、「契約書別紙」によります。』と記載してください。
なお、「契約書別紙」も契約書の一部であるため、別紙のなかに定められている事項が守られない場合は、契約不履行となりますので留意してください。

第7条(料金)

保護者は保育サービスの対価として、事業者に次のとおり支払うものとします。

- ① 月極保育料 _____ 円 (月額、消費税を含む。)
ただし、前条第1項の契約時間内の保育、昼食代、おやつ代を含みます。
- ② その他の利用料
 - ・ 随時の延長保育料 _____ 円 (1時間当たり、消費税を含む。)
 - ・ 補食代(夕食) _____ 円 (1回当たり、消費税を含む。)なお、これらの利用料は月単位で清算します。

- ・ ①のように、月極保育料に含まれるサービス内容も明記してください。
- ・ ②のように、月極保育のほか、随時に利用するサービスについても契約書に盛り込んでください。この場合、サービスの内容と利用料、清算方法も明記してください。
- ・ 料金単位(月、日、時間)や消費税の取り扱いについて明確にしてください。
- ・ 曜日や時間の変更に伴い、料金も変更されることが多いため、「契約書別紙」(50ページ参照)に分け、契約の変更を行いやすくする手法をとっても構いません。
この場合、本条は『契約時間等は、「契約書別紙」によります。』と記載してください。
なお、「契約書別紙」も契約書の一部であるため、別紙のなかに定められている事項が守られない場合は、契約不履行となりますので留意してください。

第8条(料金の支払)

- 1 前条①の料金について、事業者は明細を付して当月〇日までに保護者に請求し、保護者は当月〇日までに事業者へ〇〇〇〇の方法で支払います。
- 2 前条②の料金について、事業者は明細を付して翌月〇日までに保護者に請求し、保護者は請求があった月の〇日までに事業者へ〇〇〇〇の方法で支払います。
- 3 月の途中で入退所する場合、前条第1号の保育料は、在籍日数に応じ日割計算で料金を算定します。
- 4 退所する場合の清算料金について、第1項及び第2項の定めに関わらず、事業者は明細及び支払期限を付して当月末までに保護者に請求し、保護者は支払期限までに事業者へ〇〇〇〇の方法で支払います。
- 5 事業者は、保護者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。

- ・ 具体的な支払い方法についても明確にしてください。
(例 口座振替払・現金振込払・現金払等)
- ・ 随時のサービスを利用した場合の支払方法も明記してください。
- ・ 月途中の入退所の場合の料金の算定方法についても明記してください。
- ・ 退所時には、転居や口座の変更も想定されるので、第1項及び第2項以外の方法で支払うことがあり得ますので、その場合は支払い方法を明記してください。

第9条(契約の解除)

- 1 保護者又は乳幼児の事情で中途退所する場合、保護者は退所予定日の前月〇日までに事業者へ書面にて申し出るものとします。前月〇日以降に退所を申し出た場合、保護者は翌月分に相当する第7条①の保育料を支払うものとします。
- 2 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者へ通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく保育を拒否した場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が法令等の社会的義務に反した場合
 - ④ 事業者が乳幼児又は保護者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ⑤ 事業者が破産した場合
- 3 事業者は、閉所や休所など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して、〇箇月間の予告期間を置いて、理由を文書で明示し口頭で説明した上で、この契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 保護者が第7条に定める料金の支払いを遅延した場合で、料金支払の催告期間が経過しても支払わない場合
 - ② 保護者が事業者や保育所従業者又は他の利用者(保護者、乳幼児)に対して、重大な背信行為を行った場合

- ・ 第1項及び第2項は保護者からの解除の定めです。第3項及び第4項は事業者からの解除の定めです。第3項の、事業者の事情により解除の申し出を行う場合には、保護者の理解が得られるよう理由を文書と併せて説明することや、転所先を探すのに十分な予告期間を設けることに留意してください。

- ・ 第2項④の「社会通念を逸脱する行為」は、第4項②の「重大な背信行為」より広範な考え方です。乳幼児、保護者及びその家族の人権を尊重しない態度や、乳幼児や保護者の保護の視点に欠ける行為などが広く含まれます。
- ・ 第4項では、事業者の一方的な理由により契約を解除することがないよう、一定の要件を明記してください。

第10条(退所時の協力)

事業者は、前条第2項及び第3項の事由により乳幼児が退所する際には、保護者の希望や乳幼児の環境の変化を勘案し、転所先の確保に努めます。

- ・ 止む終えない事情で事業を休止しても、利用者にとっては引き続き保育が必要となりますので、区市町村の空き情報を活用するなどして、転所先の確保に努めてください。

第11条(秘密保持)

- 1 事業者及び従事するすべての職員は、保育を提供をする上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が乳幼児、保護者の個人情報を提供することに、保護者は同意します。
- 3 第1項の定めに関わらず、保育所運営内容の向上を目的とした運営委員会に、事業者が乳幼児及び保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、文書で保護者の同意を得るものとします。

- ・ 第1項は通常の守秘義務を定めたものです。
- ・ 第2項は、第三者評価に個人情報を提供する場合の事前同意の定めです。第三者評価を受ける際には、保護者の同意が要件となります。したがって、個人情報を提供することについて、契約成立をもって同意を得ておく方が事業者、保護者ともに合理的と考えられます。
- ・ 第3項は、運営委員会に個人情報を提供する場合の同意の定めです。運営委員会では個別的なケースについて個人情報を必要としますので、第2項のように事前に同意を得るのではなく、必要の都度保護者から文書で同意を得るようにしてください。

第12条(緊急時の対応等)

- 1 事業者は、保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保育中、乳幼児がけがをした場合は、職員が保護者に対し説明を行うものとします。

- ・ 第1項は緊急時の保護者への連絡、保育所の取るべき措置についての定めです。事業者は、契約時に別途、保護者の緊急連絡先を把握しておいてください。また、保育所として、緊急事態への対応をマニュアルとして整えておくようにしてください。
- ・ 第2項は保育中に乳幼児がけがを生じた場合についての定めです。保護者が納得できるよう誠意を持って説明することが肝要です。

第13条(賠償責任)

事業者は、保育サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対してその損害を賠償します。

- ・ 通常の賠償責任を定めたものです。

第14条(相談・苦情対応)

事業者は窓口を設置し、保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

- ・ 相談、苦情等があった場合には迅速に対応ができるよう窓口を設置し、乳幼児及び保護者の視点に立ち、誠意を持って対応・解決に当たることが重要です。

第15条(本契約に定めのない事項)

- 1 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

- ・ 契約にあらかじめ定めていなくても、当事者双方が関係法令等を尊重し、誠意をもって協議し、決定していくことが重要です。事業者の都合に合わせて、一方的に事がらを決定することのないよう留意してください。

第16条(裁判管轄)

この契約に関して止むを得ず訴訟する場合は、保護者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

- ・ 利用者保護の観点から、事業者、利用者どちらが訴訟を起こす場合であっても、保護者の住所地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所としてください。

第17条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

- ・ 事業者は、契約を締結するに当たり、必ず保護者に重要事項の説明をすることが義務づけられています。説明をしたかどうか後々トラブルとならないために、契約書上で確認してください。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

保護者

<住所>

<氏名>

印

<住所>

<氏名>

印

事業者

<所在地>

<事業者名>

<代表者>

印

- ・ 保護者欄には、保護者が2人いる場合は、2人とも記名、押印することが望ましいです。
- ・ 事業者欄には、代表者又は法的にその委任を受けた者が、記名、押印してください。
法的に契約代理権限を与えられている場合のみ、施設長(園長)は事業者側の契約の当事者になります。

【印紙税について】

本契約書(別紙契約書を含む。)は、印紙税の課税文書には該当しません。

この契約書の内容は、乳幼児及び保護者が適切なサービスの提供を受けるために記載されるものであり、「当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報償を支払う」という性格のものではないものと認められるので、民法上の「請負」には該当しません。また、その他のいずれの課税文書にも該当しません。

なお、自主事業の記載のあるものは、自主事業の内容によっては「請負」に当たり、課税文書となる場合がありますので注意してください。

ただし、領収証は課税文書になります(記載金額が3万円未満のものは非課税文書)。

詳しくは、税務署までお問合わせください。

契約書別紙

この契約書別紙は、「契約書」の条項に基づき、保護者及び乳幼児の個別の事項を定めます。

第1条 契約時間等

- 1 契約時間 ○曜日から○曜日までの○時〇〇分から○時〇〇分まで
- 2 利用時間の延長

上記の契約時間を超えて、開所時間内に保育が必要になった場合は、保護者は事前に事業者へ連絡するものとします。

第2条 料 金

保護者は、事業者が保育する対価として、次のとおり保育料を支払うものとします。

- ① 月極保育料 _____ 円（月額 消費税を含む。）
ただし、前条第1項の契約時間内の保育、昼食代、おやつ代を含みます。
- ② その他の利用料
 - ・ 随時の延長保育料 _____ 円（1時間当たり、消費税を含む。）
 - ・ 補食代(夕食) _____ 円（1回当たり、消費税を含む。）

なお、これらの利用料は月単位で清算します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

保護者

<住所>
<氏名>

印

<住所>
<氏名>

印

事業者

<所在地>
<事業者名>
<代表者>

印

☆この契約書別紙自体に保護者と事業者とが記名・押印することで、契約書本体との割り印は不要となります。

- この契約を、継続的な基本事項を定めた「契約書本体」と、変動要素の大きい利用時間や料金を定めた「契約書別紙」とに分けることも可能です。
- 契約書別紙で定めている事項のみの変更の場合は、契約書別紙のみを差し替える形で、契約を変更することもできます。
- 契約書別紙は契約書の一部であるため、別紙のなかに規定されている事項が守られない場合は、契約不履行となることに留意してください。

保育所モデル重要事項説明書

< 年 月 日 現在 >

1 事業者

事業者の名称	
代表者氏名	
法人の所在地	
法人の電話番号	
定款の目的に定めた事業	

- ・ 法人等の事業者の概要について記載してください。
- ・ 「事業者の名称」は、社会福祉法人〇〇〇〇、〇〇〇〇株式会社などと記載してください。
- ・ 「法人の所在地」は、本部、本社のほかに管轄している支部、支店なども記載するようになっています。
- ・ 「定款の目的に定めた事業」は、当該事業者の運営する保育所のほか、その他の事業を行っている場合は、その事業の種類と事業所数等も記載してください。

2 事業の目的

事業の目的	
運営方針	

- ・ 「事業の目的」、「運営方針」は、運営規定で定めている内容を、分かりやすくまとめてください。

3 保育所の概要

名称	
所在地	
認可又は認証年月日	
電話番号	
施設長氏名	
入所定員(年齢別)	
職員数	
取扱う保育事業の種類	(例)月極保育、一時保育、障害児保育、休日保育、幼児教室等
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を毎年1度受け、その結果を情報公開しています。
職員への研修の実施状況	
嘱託医	

※ 自己評価及び第三者評価の評価結果の詳細については事務室に備えてありますので、いつでも御覧ください。

- ・ 保育所の概要について記載してください。
- ・ 「職員への研修の実施状況」は、職場内外の研修受講等など保育の質を向上させるため職員のスキルアップに努めていることを示すものです。
- ・ 事業者が行っている自己評価や第三者評価について、その実施状況を記載し、評価結果を説明するなどして、アピールしてください。

4 開所日・開所時間及び休所日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで
うち延長保育時間	〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで
休 所 日	日曜日・祝祭日

- ・ 保育所の開所日、開所時間、休所日について記載してください。なお、記載してある曜日等は例示です。
- ・ 上記例示の「休所日」以外に年末年始を休業する場合は、その日付を具体的に記載してください。(例 12月29日から1月3日まで)

5 施設の概要

敷 地	民有地を借地(あるいは市有地を使用貸借など)	面積	m ²
建 物	鉄筋コンクリート造	3階建ての1階	延べ床面積
施設の内容	乳児室・ほふく室	〇室	面積
	保育室・遊戯室	〇室	面積
	幼児用トイレ	個	
調理室			m ²
調乳室			m ²
医務室			m ²
設備の種類	プール、冷暖房、二重サッシ		
安全 保 障	乳幼児賠償責任保険加入		
そ の 他	屋外遊戯場	m ²	(代替場所 公園 m ²)

- ・ 保育所全体及び乳幼児が使用する居室について概要を記載してください。
- ・ 設備について、プール、防音、空調など保育所として工夫している特色等を分かりやすく記載してください。

6 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	備考
施設長	1人	保育士	1人		
保育従事職員	人	保育士	人	保育士	人
保育補助者	人	保育士	人	保育士	人
調理員	人	調理師	人	調理師	人
事務員	人		人		

※ 開所時間内には、必ず複数の職員を配置(児童数に応じて加配)し、そのうち常勤(認証保育所の場合は正規職員)の保育士が1人以上保育に当たります。

- 職員の数について、体制が明確になるよう、常勤・非常勤の別(認証保育所の場合は正規職員か否かの別)も含めて記載してください。
- 「有資格者数」の欄は、その職種に該当する資格とその資格を保有している職員数を記載してください。
- ローテーション表など職員配置の分かるものを添付すると保護者の安心感がより高まります。

7 保育計画

組・グループ	保 育 計 画
0歳児	
1歳児	
2歳児	
3歳児	
4歳児	
5歳児	
その他 (年間行事等)	

- 各年齢区分ごとの年間の保育計画、指針及び年間の行事等について詳しく記載してください。

8 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

時間	朝	～	昼	～	夕方	～	夜
組 ・ グ ル ー プ	0歳児						
	1歳児						
	2歳児						
	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						

(2) お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある〇〇〇公園、〇〇〇広場などにお散歩に行きます。

- 保育所で過ごす、1日の流れを記載してください。

9 昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、前月〇日ごろに翌月の献立表をお配りします。 (今月の献立表は別紙のとおりです。)
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をとります。 (例)卵・牛乳・そばなど
衛生管理等	集団給食施設届出を〇〇保健所へ届出済みです。 (年 月 日届出) 水質検査を年〇回実施しています。 調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。

- ・ 保育所が提供する食事等について、配慮している点や献立の特徴等も記載してください。
- ・ 献立表には栄養所要量や使用材料、主な調味料を含め詳細を記載してください。
- ・ アレルギー等への対応は、保護者に分かりやすく記載してください。
- ・ 保健所に集団給食施設届出書等を提出した年月日やその他保健所の指導に基づいて実施していることについて記載してください。

10 入園時に必要な書類等

- (1) 住居を確認するもの。
- (2) 保護者の連絡先を明確にするもの。
- (3) 児童の体調を確認するもの。(病歴、予防接種の記録やアレルギー等)
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの。

- ・ 入園に当たって、提出や確認が必要な書類についてすべて記載してください。
- ・ (2)、(3)、(4)については、児童票や健康管理表等の様式を準備し、保護者に記載してもらい、必ず書面に残すようにしてください。

11 保育所と保護者の連絡について

- (1) 乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。
体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育所側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。
- (2) 月に〇回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

- ・ 事業者は、乳幼児の体調等について、常に保護者との連絡を取るとともに、保護者の参加する行事については、予定を知らせておくなどして利用しやすい体制を整えるよう努めてください。

12 保護者の方が用意するもの

- (1) 入園時に用意するもの (例)布団カバー等
- (2) 毎日持参するもの (例)タオル、エプロン、着替え等

- ・ 保育料以外で保護者が負担するものを記載してください。

13 保護者会について

年に〇回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、理事会(又は運営委員会)の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

- 保護者会の性格、役割、開催日程などについて記載してください。

14 運営委員会について

年に〇回、開催予定です。保護者、外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

- 運営委員会の性格、役割、開催日程、委員名簿などについて記載してください。

15 健康診断等について

(1) 健康診断

0歳児	毎月〇回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
1歳以上児	毎月〇回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

(2) 身体測定

全乳幼児	毎月〇日に身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
------	--

※ その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所に御相談ください。

- 乳幼児の健康状態等について、保護者も把握できるよう留意してください。
- 乳幼児の体調に異常等が見つかった場合、事業者は保護者に詳細を説明するとともに、保護者の相談に応じることも記載してください。

16 料金

(1) 月極保育料(認証保育所のみ該当)

月極保育時間 〇時間/月

	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日
0歳児	円	円
1歳児	円	円
2歳児	円	円
3歳児	円	円
4歳児	円	円
5歳児	円	円

※ おやつ代・昼食代は月極保育料に含まれます。

(2) 随時の延長保育料 1時間当たり〇〇〇円

(3) 夕食代(補食代) 1回当たり〇〇〇円

(4) 上記のほか、保護者に負担していただくものは(例 おむつ代は1月当たり〇〇〇円)です。

(5) 自主事業(付帯サービス)の利用料金

(例) ・ 送迎サービス＝乳幼児の降所の際、保育所から御自宅までお送りします。料金は、月極契約で1月当たり〇, 〇〇〇円で、随時の利用は1回当たり〇〇〇円です。なお、随時の利用は職員の配置の都合により前日〇時までの予約が必要となります。

・ 英語教室＝保育時間中に、英語の講師による英会話の学習を行います。

料金は、月極契約で教材費、機器使用料を含み1月当たり〇, 〇〇〇円です。

・ 一時保育＝月極保育以外に時間単位での保育を行っています。月極保育の出席数により受入人数が変動しますので、ご利用は前日〇時までの予約が必要となります。料金は1時間当たり〇〇〇円です。

(6) 上記金額は、すべて別途消費税がかかります。

- ・ 実施しているサービス及びその料金はすべて記載してください。
- ・ 通常の保育所事業以外で同施設内で実施している自主事業がある場合は、その内容や料金なども記載してください。
- ・ 事業主体や事業内容によっては、消費税がかからない場合もあります。

17 支払方法

以下の中から、御希望の支払い方法を選んでください。

(1) 口座振替払(毎月〇〇日に引落とし。指定口座〇〇銀行〇〇支店口座番号〇〇〇)

(2) 現金振込払(納付期限:毎月〇〇日。指定口座〇〇銀行〇〇支店口座番号〇〇〇)

(3) 現金払(支払い期限:毎月〇〇日。保育所事務室までお願いします。)

- ・ 支払方法は、保護者が選ぶことができるようにいくつかの方法を明記することが望ましいです。
- ・ 口座振替及び現金振込払の場合は、指定する口座も記載してください。

18 保育所の御利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合 又は 登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登所が遅れる場合は、その日の登所予定時刻までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、下記のとおり〇時までには御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登所前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登所停止期間を経過してから登所してください。
発熱のある場合について	熱が〇〇. 〇度以上ある場合は、登所を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。
随時に延長保育が必要な場合	当日〇時までには、御連絡願います。

- ・ 利用に際しての留意点はあらかじめ説明しておく必要があります。
- ・ 感染症については、別紙に一覧表を記載するなどして、感染症の名称・症状・潜伏期間・学校保健法施行規則第20条に定められた登所停止期間など保護者に必要な情報の提供をしてください。
- ・ 保育所で投薬等を行う場合は、医師の処方に従う場合のみとしてください。処方については保護者との連絡、薬の受け渡し方法、投薬方法などを確認しておいてください。

19 賠償責任保険の加入

1事故	円
1名につき	円

- ・ 必ず賠償責任保険に加入して、その内容について説明してください。

20 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

囑託医	氏名
	所在地 ※当該保育所から徒歩〇分 電話
救急隊	管轄消防署名
	所在地 電話
警察署	管轄警察署名
	所在地 電話

- ・ 緊急連絡先の把握の際には、保護者の連絡先のほか、乳幼児のかかりつけの医師の連絡先も届け出させておくようにしましょう。

21 非常災害時の対策

消防計画 作成 (変更)届 出書	〇〇〇消防署 平成 年 月 日届出			
	防火管理者 氏名			
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第1避難場所	区立〇〇〇公園	第2避難場所	〇〇市立〇〇小学校

- ・ 非常災害時の対策については、上記以外にも独自の取り組み内容について記載してください。

22 保育内容に関する相談・苦情

(1) ○○○保育所 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名	電話 ○○○○－○○○○
相談・苦情解決責任者 氏名	電話 ○○○○－○○○○ (役職 ○○)
第三者委員 氏名	(役職 ○○) (役職 ○○) (役職 ○○)
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

- 保護者の保育に関する相談や事業全般に係る要望、苦情等に対して迅速に対応するため、窓口を設けてください。この場合、受付担当者と解決責任者は別の職員を指定することが重要です。

(2) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当部課名	
所在地	電話

- 保育所の苦情を保育所に伝えるということに抵抗を持つ保護者もいます。決して乳幼児が不利益な取り扱いを受けることはないということを説明することがまず重要です。さらに、地元自治体の担当窓口も紹介しておくことが、保護者の安心につながります。

※ 「7 保育計画」「8 毎日の保育の流れ」「16 料金」については、一覧表を用いることも可能です。

※ 「2 事業の目的」「3 保育所の概要」「7 保育計画」については、保護者に保育所の特色が十分伝わるように工夫をしてください。

※ 「16 料金」については、どのようなものにいくらかかるのか、すべての項目を具体的に記載してください。